

特集／安心・安全に自転車を利用するために

知っていますか？ 自転車のルールと盗難対策

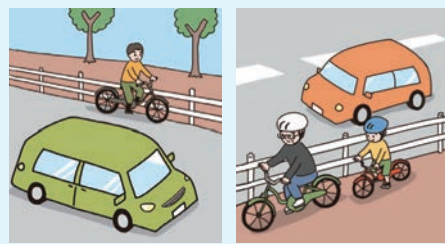
1 自転車のルール

歩行者優先が大前提

自転車の交通ルールは歩行者と同じだと思いませんか？

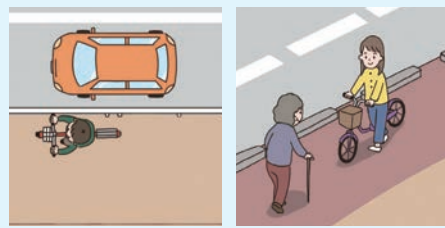
られています。また、市内では昨年、自転車と歩行者による事故が23件発生して...

① 自転車は車道の左側通行が原則。歩道は例外



自転車は原則車道を左側通行。歩道通行が認められるのは次の場合のみ...

② 歩道は歩行者優先



歩道を通るときは次のことに注意...

③ 車道や敷地などから歩道に入るときは一時停止



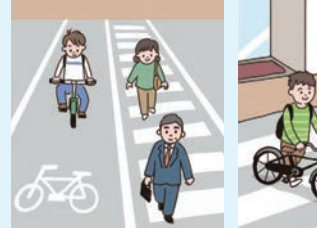
車道や敷地などから歩道に入るときは、歩行者の有無にかかわらず、必ず一時停止をし、安全を確認してから進む

④ 信号機のない横断歩道に歩行者がいるときは一時停止



車道を通している場合に、横断歩道を渡ろうとしているか、横断中の歩行者がいるときは、横断歩道の手前で一時停止をする

⑤ 歩行者信号を横断する場合は、自転車横断帯を通行



自転車横断帯がある場合は、車道・歩道からの横断にかかわらず、自転車横断帯を通行...

自転車の利用者なら当然知っておくべきルールと盗難対策。便利で健康にも良い自転車を安心して利用するために、今一度、見直してみましょう。

万が一に備えて 自転車保険に加入しましょう

歩行者との衝突などによる自転車事故で、多額の損害賠償を支払う事例が増えています。TSマーク付帯保険や、損害賠償責任保険などに加入しましょう。



※TSマーク付帯保険は、自転車安全整備店で自転車を購入するか、点検整備を行うかして、基準に合格すると、自転車に貼り付けられます(左記参照)。



インタビュー interview



交通ルールを守らない自転車は危険です

コロナ禍で通勤方法を自転車に変更する人が、健康のために自転車に乗る人が増えています。それに伴い、交通ルールを守らない自転車に不安を感じる人も増えています。

ます。昨年は市内で5,332件交付しました。交付理由として多いのが無灯火(1,183件)、並進(944件)、携帯電話使用(514件)です。歩行者優先が大前提ということを意識して、交通ルールを守って運転しましょう。

指導警告票表 (Traffic violation penalty table) with columns for violation type and amount.

2 自転車の盗難対策

駐輪時は必ず鍵を掛けて

市では、昨年、1,168件の自転車盗難被害が発生しています。鍵を掛けていない自転車は特に盗難に遭いやすく、

自転車盗難全体の40%が住宅(主にマンション・アパートの駐輪場)で被害に遭っています。

インタビュー interview



鍵を掛けていなかったばかりに自転車が盗難に

ちょっと止めるだけ、自宅の敷地内だから大丈夫などの油断や、うっかり忘れてしまうなどの理由で鍵を掛けていなかったばかりに大切な自転車が盗まれてい

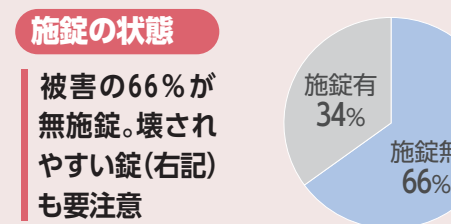
壊されにくい錠に交換、ワイヤー錠でツーロックを

必ず鍵を掛けることが盗難防止の大前提。壊されやすく開錠しやすいプレスキー式から、丈夫で開錠されにくいディンプルキー式などの錠への交換や、ワイヤー錠などでツーロックすることで、さらに盗まれにくくなります。

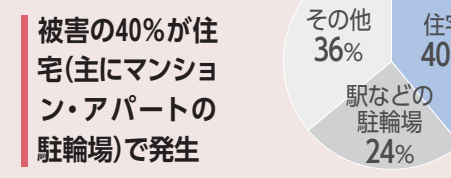


錠の種類紹介: プレスキー式リング錠 (鍵を押し込んで開けるタイプ)、ディンプルキー式リング錠 (錠の表面に丸いくぼみがあり、構造が偽造しにくい)、ワイヤー錠 (犯人が開錠する手間を増やすことで防犯性が高まる)

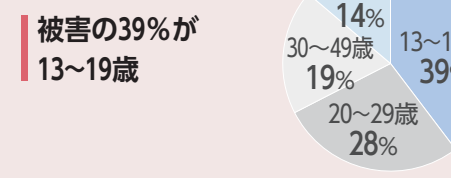
■県内の自転車盗難状況(令和3年)



発生場所



被害者の年齢



■被害防止のポイント

- 「ちょっと」の短時間でも、自転車から離れるときは必ず鍵を掛ける。ディンプルキー式リング錠など丈夫で壊されにくい錠(右記)に交換する。自宅でも自転車から離れるときには必ず鍵を掛ける。マンションや駅の駐輪場など自転車が置く場所では、特に持ち去られないように建物の柱などにワイヤー錠などでツーロックする。通学・通勤で急いでいても確実に鍵を掛ける。短時間でも、路上などに駐輪せず、管理の行き届いた駐輪場を利用する。市HP ページ番号 7002

■令和4年度から駐輪場の利用料金などが変わります

市は、中央・東部・西部で3つに分かれていた駐輪場の指定管理者を、4月1日から県ビルメンテナンス協同組合に一本化し、指定管理者による柔軟な料金体系の導入や設備改修に取り組んでいきます。

●駐輪場の利用料金の変更(減免制度・一日駐輪制度\*は変更なし)

来年度から料金を一部変更します。今後も駐輪設備の改修などを進め、駐輪場の利便性向上につなげていきます。利用者の方のご理解をお願いします。団体ビルメンテナンス協同組合駐輪場管理グループ(☎242-7330、☎542-6676)

① 稲荷町、大手町三丁目、小町第一～三、富士見町第一～三駐輪場

Table comparing current and proposed bicycle parking fees for specific locations, including categories like one-time use, monthly use, and return coupons.

② 上記以外の市内駐輪場

Table comparing current and proposed bicycle parking fees for other city parking lots, including categories like one-time use, monthly use, and return coupons.

\*減免制度: 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持つ人は、一時利用が無料・登録利用が半額/一日駐輪制度: 最初に一時利用した駐輪場で受け取った領収書を2回目以降の駐輪場(同じ駐輪場でも可)で提示すると、その日に限り一時利用が無料。ただし一次利用スペースがあるときに限る。

■駐輪場の登録利用者を募集

【対象】下表の駐輪場を、4月1日から1年間継続利用する人。現在利用中の人も新たに申請が必要。応募者多数の場合は抽選

【利用料金】自転車1万8000円、バイク(原動機付自転車・自動二輪車)3万円。下表▲の駐輪場は、自転車1万5600円、バイク(原動機付自転車・自動二輪車)2万7600円。

【申請方法】所定の申請書(半額対象者は手帳の写し)を、3月1日(火)～15日(必着)に、各駐輪場へ。申請書は、各駐輪場、区維持管理課などで。

【申請方法】所定の申請書(半額対象者は手帳の写し)を、3月1日(火)～15日(必着)に、各駐輪場へ。申請書は、各駐輪場、区維持管理課などで。県ビルメンテナンス協同組合ホームページからも入手可。下表(※)以外は都市整備公社ホームページで電子申請も可。団体ビルメンテナンス協同組合ホームページでも電子申請も可。その他は同公社駐車駐輪管理課(☎240-5131、☎240-5133)

Main table listing bicycle parking locations, facility names, and utilization statistics (collection count, original price, automatic bicycle count, and utilization time).

●「原付」は原動機付自転車、「自動二輪」は自動二輪車 ●★の駐輪場は係員不在のため、申請書の入手・提出はその他の駐輪場などで ●▲の駐輪場は他と料金設定が異なります ●基町、稲荷町(B～D)、西広島駅北は、年度途中で駐輪場所が変更となる場合があります ※利用時間① 7:00～21:00、② 6:00～23:00、③ 7:00～24:00、④ 7:00～23:00、⑤ 5:30～24:30、⑥ 5:20～24:20、⑦ 5:20～24:30、⑧ 5:30～24:00、⑨ 5:15～24:45、⑩ 5:10～24:40、⑪ 6:00～20:00